

空き家の話

鹿児島県司法書士会
広報委員 中間智美

最近、何かと取り上げられている「空き家問題」。あなたの身近なところにも意外と空き家は存在します。今回は、他人事とは言えないこの「空き家」についての話をしましょう。

●増えている空き家

県内の住宅総数のうち10戸に1戸は利用されていない

「平成25年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）によると、全国の総住宅数6,063万戸のうち空き家は820万戸で、空き家率は13.5%と過去最高に達しています。

鹿児島県の空き家率は17%（全国第8位）の高位水準となっており、そのなかでも売りにも貸しにも出していない、定期的な利用がされていない状態の「その他の空き家」に限ると11%（全国第1位）ととりわけ高くなっています。

●放置された空き家が増えるとどんな問題が？

治安が悪化する

倒壊・放火の危険や、猫ネズミ・不審者等のたまり場になるおそれがあります。

景観が悪化する可能性が

老朽化して草が伸び放題の建物は見た目もよろしくなく、周辺不動産の資産価値の下落を招きかねません。このように空き家はその家の所有者だけの問題にとどまらず、近隣や周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があります。

●適切な管理が求められる時代に 一国や自治体の取組み～

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

特に危険度の高い空き家である「特定空家等」に認定された空き家の持ち主に対しては、行政が修繕・撤去の指導・勧告・命令ができるようになり、もし命令に従わずに放置した場合、行政が強制的に撤去し、後にその費用を持ち主に請求することもできるようになりました。

●私たちにできること

～相続登記や遺言書が空き家予防には重要～

私たち司法書士が直面する空き家問題の中で、「所有者がずっと昔に死亡しており、その相続人の数が増え続けた結果、所有者不明の状態になっている。」との相談が多く寄せられます。相続登記がされないまま放置し続けると、さらに相続が発生するなどして相続関係がますます複雑化しかねません。空き家を処分したくてもできないというケースも多く存在しています。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしています。放置された空き家を生まないためにも、相続登記や遺言書についてのご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター

☎ 0994-22-1315

相談日時：毎週月曜 13:00～16:00

（予約者優先、祝日は休み）

問合せ：鹿児島県司法書士会

☎ 099-256-0335

鯉のぼり、のぼり旗、ひな人形 **平成最後の大特売**

名前旗大特売!
名前生年月日を入れ 10,000円より

翔太

黒地のぼり大好評!!

☎ 22-2345

紳士・婦人 **礼服大特売!** **ひろくま**

安心の365日・24時間受付

家族葬、自宅葬から一般葬まで

「もしも…」の時。すぐ、お電話ください。

すぐ、お迎えに参ります。



総合葬祭

ルミエールなんぐう

愛・まごころ Lumiere

錦江町馬場 2142 番地 1 (タイヨーさん隣)
TEL (0994) 28-3491・TEL (0994) 24-4444